

有害使用済機器保管等変更届の添付書類及び届出期限

	変更事項	添付書類	届出期限
1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（個人） ・定款又は寄附行為（法人） ・登記事項証明書（法人） 	速やかに
2	事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の概要を記載した書類 ・下記3から7を伴う場合は各図面 	変更する10日前まで ※1
3	事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の平面図 ・付近の見取図 ・届出をしようとする者が事業場又は施設の所有権を有することを証する書類※2 ・敷地面積がわかる図面 	
4	保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の平面図 ・付近の見取図 ・品目、保管量、高さ、面積がわかる図面 	
5	第十三条の六の規定による高さのうち最高のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の平面図 ・付近の見取図 ・最高の高さがわかる図面 	変更する10日前まで
6	処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	<ul style="list-style-type: none"> ・3に該当する場合は、当該書類 ・当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 ・説明図面 	変更する10日前まで ※1
7	事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 ・当該施設の付近の見取図 ・その他必要な図面 	
8	届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の住民票の写し 	速やかに

※1 法人で登記事項証明書など所有権を証する書類を添付する場合は速やかに提出する。

※2 所有権を有しない場合には、当該場所又は施設を使用する権原を有する書類を添付。